

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 NUANNAVONG Vongsavan

論 文 題 目 THE IMPACT OF THE ADOPTION OF THE
UNCITRAL MODEL LAW ON INTERNATIONAL COMMERCIAL
ARBITRATION IN LAOS BY FOCUSING ON ITS
INTERPRETATION

(UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法採択のラオスへの影響：その解釈を中心に)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 渡部美由紀

名古屋大学大学院法学研究科教授

コロンボ ジョルジオ ファビオ

論文審査の結果の要旨

I 審査論文の概要**1 論文の位置づけ**

本論文のテーマは、「UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法採択のラオスへの影響：その解釈を中心に」というものである。

他の多くの法整備支援対象国と同様、ラオスにおいても、国際商事仲裁に関する国内法の現代化が重要な政策目標となっており、現在、所謂 UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法（以下、「モデル法」とする）の導入が検討されているところである。本論文は、ラオスがモデル法を採択し国内法化した場合に生じ得る影響につき、主として解釈という観点から検討し、相応しい解釈のあり方を提言するものである。

2 本論文の構成

本論文は 5 章から成る。

第 1 章「序論」では、ラオスにおける仲裁法のこれまでの発展と現状、諸外国におけるモデル法採択に関する法的・政治的障害と経済的誘因が述べられた上で、ラオスにおけるモデル法採択に関するこれまでの議論が述べられる。すなわち、他の社会主義国でモデル法を採択した国がなかったことや、モデル法採択への喫緊の要請がなかったこと、また、国際商工会議所（ICC）やシンガポール国際仲裁センター（SIAC）等の仲裁機関が利用可能であったことから、これまでラオスにおいてモデル法を国内法化することに反対する声が強かったのに対し、近時では、ラオス仲裁法に重要な国際的原則が欠如していること、ラオス仲裁法である経済紛争解決法が主として国内事件の紛争解決を扱っていることが意識され、2016 年、司法省経済紛争解決センターがモデル法の採択について検討を開始したことが指摘される。そして、ラオスがモデル法を採択すれば、仲裁に関するこれまでの規定が改正されることになり、一定の影響があるが、現行法においてもモデル法と類似する規定がある程度はあり、その影響は限定的であること、これに対し、各国法の調和化を目指すモデル法を国内法化した場合には、寧ろこれをどのように解釈すべきかという点が重要な問題となり、解釈上の大きな影響が生じる可能性があることから、この問題を検討する必要があると、として、モデル法の国内化に伴う解釈上の影響という本論文の目的とその理由が示される。

第 2 章「モデル法採択の生じ得る影響」では、この問題に関する総論的検討が行われる。この章では、モデル法採択国における仲裁法上の規定の解釈に関する 2 つの傾向が対比され、その優劣が論じられる。すなわち、国内的解釈と国際的解釈である。前者は、国内法秩序における整合性という観点から、自国法の一部としてモデル法に基づく国内仲裁法を解釈する傾向であり、各国法の多様性、及び、国家主権をその根拠とする。これに対し、後者は、解釈の国際的調和を目指し、諸外国における仲裁法規定の解釈を参考に、モデル法に基づく国内仲裁法を解釈する傾向であり、モデル法の国際的出自や適用における統一を促進する必要性等を

考慮せねばならないとするモデル法 2 条 A、ウィーン国際売買条約や条約法条約等の国際文書に関する各国の国家実行、及び国際礼讓をその根拠とする。以上の 2 つの解釈傾向を対比しつつ、結論として、本論文の著者は、国際的な解釈の統一を目標とするモデル法の趣旨を根拠として、後者の国際的解釈をラオスにおいても採用すべきであると結論付ける。

続く以下の 2 つの章では、モデル法における重要な規定を対象に、具体的な解釈指針が提示される。

第 3 章「仲裁判断の取消に関する規定」では、仲裁判断の取消に関するモデル法 34 条の解釈が論じられる。先ず、この規定と現行ラオス法との異同が確認された上で、様々な取消事由のうち、当事者の行為能力の欠如、仲裁合意の範囲、公序という 3 つの事由を対象に、各国の事例を参照しながら国内的解釈と国際的解釈とが対比され、最後に、ラオスが国際的解釈を採用し、仲裁判断に好意的な解釈を行うべきであることが提言される。

また、第 4 章「仲裁廷が自らの管轄について判断する権限」では、仲裁廷の権限の決定及び仲裁合意の有効性に関するモデル法 16 条の解釈が論じられる。この章の構成は第 3 章と同様であり、ここでも先ず、この規定と現行ラオス法との異同が確認された上で、所謂コンペテンス・コンペテンスの原則、及び、仲裁合意の主契約からの分離可能性について、各国の事例を参照しながら国内的解釈と国際的解釈とが対比され、最後に、ラオスが国際的解釈を採用し、仲裁廷の権限や仲裁合意の有効性に好意的な解釈を行うべきであることが提言される。

最終章である第 5 章「結語」においては、これまでの各章における検討が総括されると共に、規定の解釈権限が最高裁に限定されているという現行ラオス法における制度的制約についての検討の不十分さが残された問題として指摘され、本論文は締め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

本論文は、ラオスがモデル法の採択を検討している現在において、モデル法の採択によりラオスに生じ得る解釈上の影響を検討したものであり、ラオスにとって実務上一定の意義を有する。また、モデル法を採択した場合の仲裁法の解釈を如何に行うかという問題を、ラオスとの関係で扱った初めての本格的論文であると位置付けられる。

さらに、モデル法を採択した場合の仲裁法の解釈を如何に行うかという問題は、我が国も含め各国において、また国際的にも活発な議論の対象となっており（我が国においてこの点が問題となった事例として、東京高決平成 30 年 8 月 1 日金商 1551 号 13 頁）、この問題を取扱った本論文は、ラオスを越えた一定の理論的意義を有していると言える。

本論文の具体的意義は、以下の点に求められる。第一に、モデル法採択国における仲裁法規についての解釈の相違について、国内法秩序における整合性を重視する国内的解釈と、仲裁法の国際的調和を目指す国際的解釈という 2 つの方向性がある点を示したことである。第二に、仲裁判断の取消に関するモデル法 34 条、及び、仲裁廷の権限についての決定及び仲裁判断の有効性に関するモデル法 16 条という 2 つの重要な規定について、国内的解釈と国際的解釈と

いう観点から、国際的な裁判例・仲裁判断や学説を整理・分析した点である。第三に、これらの分析に基づいて、ラオスに対し、モデル法を国内法化した場合に採用すべき解釈について、一定の提言を行った点である。

尚、形式面においても、本論文の構成は明確であり、文献の引用も丁寧に付されている点が評価出来る。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

だが、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

第一に、モデル法に基づく国内仲裁法の規定の解釈傾向を国内的解釈と国際的解釈という二分法で分類するのは、やや図式的に過ぎるのではないかという点である。とりわけ具体的規定の解釈においては、その何れとも位置付けられないような解釈もあり得ると考えられる。

第二に、2つの解釈傾向のうちラオスが国際的解釈を採用すべきとする本論文の主張の根拠は、各国における仲裁法の調和化というモデル法の趣旨のみに置かれており、根拠として物足りない印象を受ける。

第三に、論文の所々で触れられており、最後にも述べられているが、法の解釈権限を最高裁が独占しているラオスの現状と本論との関係が必ずしも十分に展開されていない。その他、他国の裁判例・学説についてラオス裁判所が実際に情報を収集することは何処まで可能なのかといった点等、ラオスにおける司法制度の現状との関係で、本論文が主張する提言の実現可能性についての検討は、未だ不十分であると言わざるを得ない。

以上のような問題点もあるものの、上述した本論文の意義を考慮すれば、本論文は博士（比較法学）に十分な水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、ラオスが現在検討している UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法の採択に伴う解釈上の影響を検討し、あるべき解釈を提言しているという点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、その提言はラオス法に対してなされており、国内法への応用可能性を念頭に置いている（B）。本論文のテーマは母国であるラオスにおけるモデル法採択を念頭に置いたものであり、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。本論文は、ラオスがモデル法を採択した場合に、どのような解釈的態度を採るべきかという問いに対し、各国仲裁法の国際的調和という観点から諸外国の裁判例・仲裁判断・学説の動向を参照して解釈するべきであるという回答を示したものであり、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、本論文は、ラオスにおけるモデル法の導入に伴う問題を初めて扱ったものであって、従来の研究と比較して独自性が認められる（E）。そして、論証は、理論的にもそれなりに堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている（F）。

このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。